

イタリアから日本向けに輸出される豚肉等の一時輸入停止措置について

令和4年1月14日

今般、イタリアの野生イノシシにおいてアフリカ豚熱の発生が確認されたことから、同国から日本向けに輸出される豚肉等について、令和4年1月8日付けで輸入が停止されました。

なお、輸入停止措置の対象地域、品目等については、下記のとおりです。

記

1 輸入停止措置の対象地域

イタリア全土

2 輸入停止措置の対象品目

豚の肉及び臓器並びにそれらを原料とするソーセージ、ハム、ベーコン等の加工品

ただし、令和3年12月13日以前にと殺されたものであり、かつ輸出されるまでの間、防疫上安全かつ衛生的に保管及び輸送されたものであること（令和3年12月13日までに加工・梱包まで終了していることが必要）をイタリア政府が証明しているものについては、輸入停止措置の対象外とする。

3 輸入停止措置の対象品目以外の指定検疫物

家畜伝染病予防法施行規則第43条の豚及びいのししに係る法第37条第1項第1号及び第3号に掲げる物の中欄に定める地域から輸出された指定検疫物と同様に取り扱う。